

王子動物園遊園地内キッチンカー及びテント露店営業 運營業務委託契約書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）との間に王子動物園遊園地内でのキッチンカー及びテント露店営業（以下「キッチンカー等」という。）の運營業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約趣旨）

第1条 甲は、王子動物園遊園地内におけるキッチンカー等の運營業務を乙に委託する。

（契約期間）

第2条 この契約に基づく委託期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

2 契約満了の3か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、2027年3月31日まで同一の条件で契約を更新するものとする。2027年4月1日以降の契約については、甲が2026年12月31日までに乙に示す契約期間で合意が得られた場合は、その契約期間で新たに契約を締結する。

3 契約期間は、原状回復工事を含め、乙は契約期間満了日までに明渡しを完了することとする。

（営業日及び営業時間）

第3条 キッチンカー等の営業日及び営業時間について、次のとおりとする。

2 営業日は、動物園の開園日とする。動物園の休園日は、水曜日及び年末年始（12月29日～翌年1月1日まで）である。ただし、水曜日が祝日の場合は開園し、1月2日～4日まで、春休み、夏休みの一部も開園するときがある。なお、人や動物の感染症拡大等の理由により、一定期間臨時休園することがある。

3 営業時間は、次の各号のとおりとする。ただし、8月のトワイライトZOOの期間中（5日間程度）及び他の夜間イベント等が実施されるときは、甲は乙と協議の上営業時間を延長する。また、すべての飲食物等が完売した場合は、その時刻をもって営業を終了できることとする。

(1) 3月から10月までの土日祝日及び春休み期間（雨天時を除く。）

午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 11月から翌年2月までの土日祝日（雨天時を除く。）

午前9時30分から午後4時00分まで

(3) 3月から10月までで第1号以外の期間（雨天時を除く。）

午前10時から午後4時30分まで

(4) 第1号から第3号まで以外の期間

午前 10 時 30 分から午後 4 時まで

(経費の負担)

第 4 条 キッチンカー等の設置、移設、撤去等に必要な経費は、乙が負担する。

- 2 調理により発生するゴミに使用する指定ゴミ袋は、甲より購入すること。甲は 3 月 31 日まで使用分を 4 月上旬に乙に請求し、乙は 4 月 30 日（当該期日が金融機関の休業日にあたるときは、直前の金融機関の営業日とする。以下同じ。）までに甲に支払う。
- 3 キッチンカー等の排水に関しては、旧レストランカレー王子 1 階の排水溝を使用することとする。

(設置場所及び業務の内容)

第 5 条 乙が設置するキッチンカー等の設置場所は、王子動物園遊園地内の甲が指定する場所（別紙 1）とする。

- 2 乙は営業開始日までに、すべての飲食物の品目及び価格について甲に報告すること。品目については、乳幼児が飲食できるものも用意すること。
- 3 乙は、設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、大幅な販売品目の変更を行う場合は、あらかじめ甲と協議を行うこととする。
- 4 乙は、飲食物の品目及び価格を変更する場合においても甲に報告すること。
- 5 甲は、飲食物等の品目及び価格について、改善等に必要な指導を行うことができる。
- 6 乙は必要な飲食店の営業許可をうけ、その許可済書の写しを甲に提出すること。許可変更を行った場合も同様とする。

(納付金)

第 6 条 乙は、月ごとのキッチンカー等に係る売上金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）に歩合率●●%を乗じた金額を納付金として、翌月末日までに甲に支払う。なお、遊園地内からの電気及び水道の使用料並びに動物園内のごみ収集及び運搬費用（第 4 条第 2 項に規定する指定ゴミ袋代は除く。）は、当該納付金に含まれるものとする。

- 2 納付金を計算するにあたっては、1 円未満の端数金額を切り捨てる。
- 3 乙が納付金を第 6 条に規定する納付期日までに納付しない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%の割合を乗じて計算した遅延損害金を支払う。ただし、遅延損害金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(保証金)

第 7 条 乙は、2025 年 3 月 31 日までに、保証金として金 500,000 円を甲に支払う。

- 2 契約期間が満了したとき、第 14 条の規定により契約が解除されたとき、第 15 条の規定により契約が終了したとき、甲は乙による原状回復及び明渡し完了後 2 か月以内に保証金を返還するものとする。ただし、未払金又は原状回復措置不履行等乙における甲に対する債務が残存するときは、これらを差し引いて保証金を返還する。

3 保証金には利息を付さない。

(違約金)

第8条 乙が自己の都合により契約を解除した場合又は第14条第1項、第2項の規定により甲が契約を解除した場合は、乙は違約金として金500,000円を甲に支払うものとする。

2 前項の場合であっても、乙は原状回復及び明渡しに係る費用を違約金とは別に負担するものとする。

(報告義務)

第9条 乙は、月ごとの売上金報告書と納付金額計算書を翌月5日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、レジスターを使用して売店の売上管理を行い、日ごとのジャーナルと売上傳票の写しを翌日中に甲に提出するものとする。

(禁止事項)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(監督事項)

第11条 甲はこの契約の履行について必要があるときには、乙に指示することができる。

2 乙は前項の指示に従わなければならない。

(甲の承諾を要する事項)

第12条 乙が、キッチンカー以外のテント等での露店営業を行う場合、又は、これを増設改修撤去をする場合には、甲の承諾を得なければならない。

(賠償義務)

第13条 乙又は乙の代理人、使用人、顧客その他関係者が故意又過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙が一切の賠償の責任を負うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約に違反し、甲又は乙が相当に期間を定めて相手方に対しその是正を求めたにも関わらず、その違反を是正しないとき。

(2) 相手方が信用、第三者の名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき。

(3) 相手方が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあったとき。

(4) 相手方に対する差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分その他これに準ずる手続きがあったとき。

- (5) 相手方が支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき。
- (6) 相手方が合併、解散、清算、事業の全部又はその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡又は譲渡しようとしたとき。
- (7) その他前各号に類する事情が存するとき。

2 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が第4条に定める経費又は第6条に定める納付金を1か月以上支払わないとき。
- (2) 乙が正当な理由なく2週間以上キッチンカーの営業を行わないとき。

3 天災地変その他やむを得ない事由により、本契約を継続することができなくなった場合、甲は乙の申し出により本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 神戸市から甲に対する当該遊園地に係る設置許可がなくなった場合は、本契約を当然に終了するものとし、甲は損害等の一切の補償は行わない。

(原状回復義務)

第16条 乙は、第14条の規定による契約の解除又は第15条の規定による契約の終了の場合は、甲の指定する期限までに、自己の負担で当該設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。この場合において、乙は甲に対し移転料、立退料等一切の費用を請求しないものとする。

(許可条件の遵守)

第17条 甲が神戸市から受けている別紙2「公園施設設置許可条件」は、乙においても遵守しなければならない。

(禁止事項)

第18条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

(賠償義務)

第19条 乙又は乙の代理人、使用人その他関係者が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は一切の賠償の責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙はこの契約による事務処理をするにあたって、個人情報を取り扱う際は、別紙3「個人情報取扱事項」を守らなければならない。

(募集要項等)

第21条 この契約書に定めのない事項は、別添の「王子動物園キッチンカー等運営業務委託事業者公募要領」及び乙が応募の際提出した「参加申込書兼誓約書」による。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈、その他)

第 23 条 この契約の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

2025 年 3 月 10 日

甲 神戸市須磨区緑台
公益財団法人 神戸市公園緑化協会
理事長 鍵 本 敦

登録番号 T1-1400-0500-5376

乙 ●●